

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1522号)

平成30年9月14日

横情審答申第1522号

平成30年9月14日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月24日西土第2629号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「西区内の公道上に設置されている路線バス停の道路占用許可書（写）
平成24年3月22日 横浜市西土指令第5017号ほかの別紙に示す16件」の開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「西区内の公道上に設置されている路線バス停の道路占用許可書（写）平成24年3月22日 横浜市西土指令第5017号ほかの別紙に示す16件」の別表に示す文書を開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「西区内の公道上に設置されている路線バス停の道路占用許可書。土木事務所が保有するものに限る。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年11月30日付で「西区内の公道上に設置されている路線バス停の道路占用許可書（写）平成24年3月22日 横浜市西土指令第5017号ほかの別紙に示す16件」の別表に示す文書（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 開示請求書の「西区内の公道上に設置されている路線バス停の道路占用許可書」との記載から、西区内の路線バス事業者に対して許可を行っているバス停留所標識及びバス停留所上屋等（以下「バス停留所」という。）の道路占用許可書を特定した。なお、審査請求人に対し、道路占用許可書の原本は土木事務所で保有していないため、決裁の際に使用した案文を特定する旨を確認している。
- (2) 審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求文書に現地の見取り図及び配置図（以下「見取り図等」という。）がないことを主張しているが、道路占用許可書は、通常、許可書、占用物件内訳書及び許可条件で構成されており、見取り図等は添付していない。しかしながら、見取り図等は、道路占用許可申請書には添付されているため、道路占用許可申請書に対して開示請求があれば特定することができる。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 道路占用許可書の件数が占用場所の件数と異なる。道路（公道）にバス停があるにもかかわらず道路占用許可書の件数と現場バス停数が異なる。道路占用許可申請が出ていない。
- (2) 主だった住所他何件というかたちで道路占用許可しているのはおかしい。
- (3) 見取り図等がない。

5 審査会の判断

(1) 道路占用許可に係る事務について

道路に一定の工作物、物件及び施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の道路占用許可を受ける必要がある。バス停留所は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第9条第2号で占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が5年以内とされており、占用の期間が終了した後も継続して道路を使用しようとする場合においては許可の更新手続が必要となる。

横浜市において道路占用許可に係る事務は、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）第1号により一部を除き土木事務所長に委任されており、本件に係るバス停留所については市内全18区の土木事務所で、道路占用許可を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、西区西土木事務所が保有するバス停留所の道路占用許可書の施行文案（以下「バス停留所道路占用許可書」という。）である。

イ 本件審査請求文書として、実施機関は、別表に示す文書を特定し、開示している。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求書の記載内容から、審査請求人は、実際に設置されているバス停の件数と開示されたバス停留所道路占用許可書の件数が異なっているため、本件審査請求文書以外にもバス停留所道路占用許可書があるはずと主張しているものと解される。また、審査請求人は、見取り図等が特定されていないとも主張している。

イ 審査請求人の本件審査請求文書以外にもバス停留所道路占用許可書があるはずとの主張について、当審査会が平成30年6月22日に実施機関から事情聴取を行っ

たところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件処分にあたり、一般的にバス停留所の道路占用許可申請をするのはバス事業者に限られるため、本市の一般占用許可業務を行うためのシステムである一般占用物件管理システムにおいて、占用者名をバス事業者で絞り込んで検索を行った。さらに、占用物件名をバス停留所に関係するキーワードで検索し、本件審査請求文書を探索した。最終的にそれぞれの検索結果に基づいた道路占用許可書の一覧表を出力し、双方を突合して漏れがないことを確認している。
- (イ) 道路占用許可事務では、1件の道路占用許可書で複数の工作物等の道路占用許可をすることがあるため、実際に設置されているバス停の件数とバス停留所道路占用許可書の件数は一致しない。
- (ウ) 国が管理する国道に設置されているバス停は国が道路占用許可をし、土木事務所では道路占用許可をしない。このため、バス停留所の道路占用許可自体の件数についても実際に設置されているバス停の件数と必ずしも一致するものではない。西区においても国が管理する国道に設置されているバス停が存在する。
- (エ) したがって、開示した文書以外に、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していない。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関は、本件審査請求文書の探索にあたり、一般占用物件管理システムで占用者名と占用物件名の2通りの方法で検索をして文書を特定し、さらに検索結果の一覧表を突合しているとのことであった。このような探索方法により、一般占用物件管理システム上で管理しているバス停留所道路占用許可書の特定については、漏れはないものと考えられる。
- (イ) 当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、1件のバス停留所道路占用許可書で複数のバス停留所の道路占用許可をしているものがあることを確認できた。したがって、実際に設置されているバス停の件数とバス停留所道路占用許可書の件数は一致していない。
- (ウ) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項では「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」と規定されている。国道の維持、修繕その他の管理は道路法第13条第1項及び第2項において国土交通大臣、都道府県又は政令市が行うと規定されており、横浜市が管理

している国道は、国道1号の西区浜松町から戸塚区戸塚町までの区間及び国道133号の中区桜木町から中区山下町までの区間である。それ以外は国が管理しており、西区内には、国が管理する国道1号の西区高島町から西区浜松町まで及び国道16号が存在していることから、これらの国道に設置されているバス停は本件審査請求文書で許可を受ける工作物等に含まれない。

したがって、バス停留所の道路占用許可自体の件数も実際に設置されているバス停の件数と必ずしも一致するものではないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(エ) さらに、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関では道路占用許可申請がなされた工作物等に対して道路占用許可をしているのであり、例えばバス路線図等と比較して、区内に設置されている全てのバス停が道路占用許可を受けているかを確認するような事務は行っていない。実施機関では実際に道路占用許可申請がなされたバス停留所道路占用許可書のみ保有しているとのことであった。

(オ) そうだとすると、上記(ウ)のほかにも実際のバス停の件数とバス停留所の道路占用許可自体の件数が異なる可能性があることになるが、前述の(ア)の探索方法により、実施機関は自らが保有するバス停留所道路占用許可書の全てを特定し開示しており、他に漏れはないと考えられることから、これ以外にバス停留所道路占用許可書を保有していないとする実施機関の説明は、首肯できる。

(カ) 以上のことから、開示した文書以外に、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

エ 審査請求人は、見取り図等が特定されていないと主張している。これに対して実施機関は、道路占用許可書には通常、見取り図等を添付しないため、特定しなかったが、道路占用許可申請書には見取り図等が添付されており、別途、道路占用許可申請書に対して開示請求があれば、開示できる旨説明している。この点について、当審査会は、以下のとおり判断する。

(ア) 横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号。以下「道路占用規則」という。）第2条第2項では「市長は、占用の許可をしたときは、申請者に道路占用許可書（第1号様式）を交付するものとする。」と規定されており、見取り図等に関する規定はない。これに対し、道路占用規則第2条第1項では、新たな占用の許可を受けようとする者又は既に受けた占用許可に係る申請事項

の変更をしようとする者は、道路占用許可申請書に見取り図等の図面を添えて市長に提出しなければならないと規定されている。そこで、当審査会が新規申請及び変更申請の道路占用許可申請書を見分したところ、確かに見取り図等が添付されていた。

(イ) したがって、道路占用許可書に見取り図等は添付されていないため、本件処分では見取り図等を特定していないが、道路占用許可申請書の開示請求があれば、見取り図等を特定し開示できるとの実施機関の説明は、是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表 本件審査請求文書

No.	文書名
1	平成24年3月22日 横浜市西土指令第5017号
2	平成24年3月22日 横浜市西土指令第5018号
3	平成24年3月22日 横浜市西土指令第5019号
4	平成24年3月22日 横浜市西土指令第5022号
5	平成24年3月22日 横浜市西土指令第5069号
6	平成25年3月22日 横浜市西土指令第5045号
7	平成26年3月20日 横浜市西土指令第5034号
8	平成26年3月20日 横浜市西土指令第5050号
9	平成26年10月29日 横浜市西土指令第5113号
10	平成27年2月26日 横浜市西土指令第5141号
11	平成27年3月19日 横浜市西土指令第5049号
12	平成27年3月19日 横浜市西土指令第5050号
13	平成27年3月19日 横浜市西土指令第5052号
14	平成27年3月19日 横浜市西土指令第5061号
15	平成27年5月14日 横浜市西土指令第5097号
16	平成27年12月4日 横浜市西土指令第5154号

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年2月24日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年3月16日 (第210回第三部会) 平成29年3月28日 (第301回第一部会) 平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・諮問の報告
平成30年5月25日 (第337回第二部会)	・審議
平成30年6月8日 (第338回第二部会)	・審議
平成30年6月22日 (第339回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年7月13日 (第340回第二部会)	・審議
平成30年8月2日 (第341回第二部会)	・審議